

諮問事項 (1) 名古屋港港湾計画の軽易な変更について

変更理由

既存施設の老朽化に対応するため、内港地区において、公共埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 公共埠頭計画

既存施設の老朽化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

[公共埠頭計画]

内港地区

(昭和ふ頭)

水深7.3m 岸壁2バース 延長240m

[既設の変更計画] W40、41

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画] 既設

水深7.3m 岸壁2バース 延長240m

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 土地造成及び土地利用計画

既存施設の老朽化に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関地連	交流厚地生	工業用地	都市機能地能	交通機能地能	施設危険物取扱用地	緑地	合計
内港地区	(1) 1								(1) 1

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関地連	交流厚地生	工業用地	都市機能地能	交通機能地能	施設危険物取扱用地	緑地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。